

社会福祉法人城ヶ崎いこいの里役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城ヶ崎いこいの里（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び退職慰労金（以下「報酬等」という。）並びに費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を合わせて役員等という。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与は支給しない。

- 2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等がその職務の遂行に伴い発生した費用は、別表3に定める額を費用弁償として支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里役員の報酬及び費用弁償規程(昭和62年4月1日制定)並びに役員・慰労金規程(平成15年4月9日制定)は、平成29年3月31日廃止する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

別表2（役員等の退職金算定式）

役職名	退職金算定式
評議員	20,000円×在任年数
理事長	50,000円×在任年数
常務理事	20,000円×在任年数
理事	20,000円×在任年数
監事	20,000円×在任年数

別表3 (旅費算定)

種 類	算定額
鉄道費	旅費運賃実費 ただし、特別車両料金は当分の間支給しない。 座席指定・準急・急行・特急（新幹線を含む）各料金を支給することができる。
船賃	特級の区別のない場合 旅費運賃実費 2等級以上の区別のある場合 上位の運賃
車賃	バスを利用する場合 実費 タクシーを利用する場合 実費 自家用車を使用する場合 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 旅費規定を準用する。 ただし、法人施設の車両又は借り上げ車両を使用する場合は、車賃は支給しない。
航空賃	実費
宿泊料	1夜につき15,000円を支給する。